

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町1-3-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

兵庫県南部地震に対する救済制度

Q: 私の友人が、兵庫県南部地震に被害に遭い、家が全壊してしまいました。税法上の救済は何かないのでしょうか。

A: 新年早々、兵庫県の南部に大変な災害が発生し、現地の惨状を目の当たりにし、心を痛めております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された方々に御見舞を申し上げます。

災害等により被害を受けた場合には、次のいずれかの救済を受けることができます。

① 確定申告による雑損控除

イ、ロのいずれか多い金額を所得から差し引くことができます。

- イ) 正味損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%
- ロ) 災害関連支出金額 - 5万円

② 源泉所得税の納税猶予または還付

合計所得金額の見積り額に応じて一定の源泉所得税の徴収を猶予または還付が受けられます。

③ ②の適用を受けた給与所得者又は自営業者で雑損控除を受けず、その損害金額が住宅や家財の価額の50%以上であり、かつ、その年の合計所得金額等の合計額が600万円以下の人が確定申告をした場合には、合計所得金額等の合計額の区分に応じて一定の割合で所得税が軽減免除されます。

尚、②の徴収猶予及び還付を受けていても、雑損控除を受けるほうが有利なときは、確定申告の際に、③の適用に変えて雑損控除の適用を受けることができます。

